

平成 26 年 11 月 5 日

低入札価格調査基準価格を下回る金額で落札した場合の取扱い（改正）

◇契約保証金の引き上げ（10%→30%）

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を10分の3以上とし、入札公告又は指名通知書等において周知する。

※ 平成26年12月4日以降に入札公告、指名通知を行う建設工事から適用する。

【問い合わせ先】 契約検査課・契約係 電話番号 054-643-3249